

平成 30 年 8 月 1 日

＜工期の算定＞ 夏季休暇期間（5日間）の適用について

（1）用語の説明

- ①「工期」： 準備期間＋施工に必要な実働日数×降雨割増＋後片付け期間。
- ②「夏季休暇期間」： 8月15日を含む週における、月曜日から金曜日までの5日間の期間（土日祝日を除く）。ただし、週の始まりは日曜日とする。【別紙2】参照
- ③「年末年始期間」： 12月29日から翌年1月3日までの期間（東京都の休日に関する条例 第一条）。
- ④「夏季休暇」： 夏季休暇期間における5日間の休暇で、休日と同様の扱いとする。
- ⑤「年末年始休暇」： 年末年始期間における6日間の休暇で、休日として扱う。
- ⑥「現場閉所」： 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

（2）夏季休暇時の現場状況

「現場閉所」の状況を以て夏季休暇とする。

（3）適用方法

原則として、工事期間が夏季休暇期間にかかる場合、以下のとおり適用する。

- ・当初設計時：夏季休暇期間を含まない日数で、工期を算定する。
- ・設計変更時：協議に基づき、夏季休暇期間の5日間について、工期延伸の設計変更ができるものとする。

ただし、（1）②に示す夏季休暇期間を変更する場合は、受注者は監督員に協議の上、7月1日から9月30日までの期間においてのみ、夏季休暇期間を変更できるものとする。

なお、協議にあたっては 受注者等提出書類処理基準（統一 26）の様式を用いるものとする。

（4）夏季休暇期間中に工事施工する場合の届出

受注者は、受注者等提出書類処理基準（統一 24）の様式により届出るものとする。

（5）週休2日制との関係性

週休2日制の対象となる「現場閉所」日以外の日において夏季休暇期間を設定すること。

なお、夏季休暇期間は、週休2日の対象期間には含まないものとする。

(6) 工期の算定方法 (パターン別)

1) 単年度工事

夏季休暇期間を「休日」と同様に扱う
 → 工事期間に、夏季休暇期間がかかることが条件
 (上記(1)②に示す、5日間)

① 「夏季休暇期間」を考慮する場合

		夏季休暇期間		年末年始期間	
工期	工期				
休暇		5日間		6日間	

② 「年末年始期間」を考慮する場合

		夏季休暇期間		年末年始期間	
工期			工期		
休暇		5日間		6日間	

今までどおり
 年末年始期間は
 休日として扱う

③ 「夏季休暇期間」及び「年末年始期間」を考慮する場合

		夏季休暇期間		年末年始期間	
工期	工期				
休暇		5日間		6日間	

夏季休暇期間を「休日」と同様に扱う
 (夏季休暇期間の考え方は、(6) 1) ①と同じ)

2) 債務工事 (当初設計時において年度をまたぐ工事)

【1年目】		夏季休暇期間		年末年始期間	
工期	工期				
休暇		5日間		6日間	

【2年目以降】		夏季休暇期間		年末年始期間	
工期	工期				
休暇		5日間		6日間	

次年度以降についても
 夏季休暇期間を休日と同様の扱いとする
 (夏季休暇期間の考え方は、(6) 1) ①と同じ)

3) 繰越工事 (工期延伸により年度をまたぐ工事)

【1年目】		夏季休暇期間		年末年始期間	
工期	工期 (当初)		工期 (変更)		
休暇		5日間		6日間	

【2年目以降】		夏季休暇期間		年末年始期間	
工期	工期 (変更)				
休暇		5日間		6日間	

夏季休暇期間の考え方について

		8 月						
		日	月	火	水	木	金	土
1	8月15日が日曜日の場合	15	16	17	18	19	20	21
2	8月15日が月～金曜日の場合	12	13	14	15	16	17	18
3	8月15日が土曜日の場合	9	10	11	12	13	14	15
夏季休暇期間			← 当該期間の 計5日間 →					

- ※ 夏季休暇期間の考え方は、一般的な企業の夏季休暇取得状況等、社会情勢を鑑み8月15日を基準として整理した。
- ※ 週の始まりは「日曜日」とする。
- ※ 上表に示す夏季休暇期間を変更する場合は、受注者は監督員に協議の上、7月1日から9月30日までの期間においてのみ、夏季休暇期間を変更できるものとする。

○ 夏季休暇期間を考慮した工期算定の具体例

- ・ 以前の工期算定（平成30年8月1日改定前）

【工期】 平成30年7月9日 ～ 平成30年9月7日

7 月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
工 期																														
休						休	休						休	休	休					休	休						休	休		

8 月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
工 期																														
			休	休						休	休						休	休							休	休				

9 月																																		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	—				
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	—				
工 期																																		
休	休						休	休							休	休	休											休	休	休			休	休



- ・ 夏季休暇期間を考慮した工期算定（平成30年8月1日改定後）

【工期】 平成30年7月9日 ～ 平成30年9月14日

7 月																															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
工 期																															
休						休	休						休	休	休					休	休							休	休		

8 月																															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
工 期																															
			休	休						休	休	← 夏季休暇期間 →			休	休									休	休					

9 月																																		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	—				
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	—				
工 期																																		
休	休						休	休	← 工期増 →					休	休	休												休	休	休			休	休

「夏季休暇期間」を休日と同様に扱い、平成30年8月1日改定前の工期に対して、改定後の工期は当該日数(5日間)の工期増を行う

※ 「夏季休暇期間」を協議により変更した場合の工期算定例

・ 以前の工期算定（平成30年8月1日改定前）

【工期】 平成30年7月9日 ～ 平成30年9月7日

7 月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
工 期																														
休						休	休						休	休	休					休	休						休	休		

8 月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
工 期																														
			休	休							休	休								休	休						休	休		

9 月																																		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	—				
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	—				
工 期																																		
休	休						休	休							休	休	休											休	休	休			休	休



・ 夏季休暇期間を考慮した工期算定（平成30年8月1日改定後）

【工期】 平成30年7月9日 ～ 平成30年9月14日

7 月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
工 期																														
休						休	休						休	休	休					休	休						休	休		

8 月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
工 期																														
			休	休							夏	休	休	夏					夏	休	休	夏				夏	休	休		

9 月																																		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	—				
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	—				
工 期																																		
休	休						休	休	←	工 期 増	→			休	休	休												休	休	休			休	休

夏 : 夏季休暇期間 (変更後)

「夏季休暇期間」を休日と同様に扱い、平成30年8月1日改定前の工期に対して、改定後の工期は当該日数(5日間)の工期増を行う